

提出日：平成 21年4月2日

調査・視察報告書

河村 和徳（東北大学大学院情報科学研究科 准教授）

調査・場所
金沢大学(金沢市)
日程
2009年3月23日～2009年3月25日
参加者
河村 和徳(准教授)
目的
知的財産法等の指導上の留意点の聞き取り、社会科学系における産官学の具体的連携方法模索の意見交換のため。
概要および成果
<p>・3月23日に、知的財産法の研究者であり、本年4月に東北大学出版会から刊行される本情報科学研究科のテキストの共著者である大友信秀・金沢大学人間・社会学域法学類教授と、意見交換を行った。大友教授は、金沢大学イノベーション創成センターの副所長も務めており、文理融合分野での地域連携の検討を現在、行っている。</p> <p>・大友教授との意見交換の中で、知的財産分野の教育については、</p> <p>①知的財産法の分野の理解には、民事法の幅広い理解が必要であり、限られた時間の中で全てを理解させることは難しい、それよりも具体的な事例をあげながらそれが知的財産のどの分野と結びつくことから教授する方がいいのではないか、</p> <p>②インターネット空間での犯罪等を理解するには、サイバー法をはじめとする公法の勉強も必要であり、公法・私法それぞれの担当者が講義を持った方が学生の理解は進むのではないか、という示唆を頂いた。</p> <p>また、産学官の連携については、</p> <p>①技術中心の産官学連携も重要であるが、そうした技術が社会に及ぼす影響を検討するための制度・手法の開発をするためには、組織内の意識改革が必要であること、</p> <p>②みずからの得意な分野を社会に「売る」だけではなく、社会のニーズを取り込むようなセクションをつくらないとミスマッチが起こる、よい技術であっても時宜を得ないとなかなか有用性が社会に広まらない、</p> <p>③そもそも論として、ネット弱者を救うためにネットで情報を発信することはおかしいので、社会教育としてのネット教育についても検討されるべき、</p> <p>という示唆を頂いた。</p>

・金沢大学でも上記の点では試行錯誤が続いており、また北陸先端技術大学院大学(JAIST)との棲み分けも求められるため、苦勞している。ただ、JAIST は純粋な理系なので、知的財産法など文理融合を必要とする分野で提携するなどの試みが検討・実施されており、本研究科でも近隣の大学との連携も意識しながら教育プログラムを検討していく必要がある。